

バーチャルA I S 航路標識の代行表示に係る手続要領

1 はじめに

この要領は、航路標識法第 36 条の規定により、空港、道路、港湾施設その他の施設を設置し、又は管理する者等（以下「施設管理者等」という。）が、異常気象等時に、海上保安庁に対してバーチャルA I S 航路標識[※]の一時的な表示に関する申出を行う際に必要な手続等について解説した手引書です。

※ バーチャルA I S 航路標識とは、航路標識が実在しない位置に、あたかも航路標識が存在するようなシンボルマークを船舶の航海用レーダー画面上に表示させるものです。

2 代行表示の手続き

(1) 計画段階からの事前相談のお願い

施設管理者等からの申出を受けて海上保安庁が当該施設管理者等に代わって行うバーチャルA I S 航路標識の一時的な表示（以下「代行表示」という。）については、法令により表示できる時期、区域等が限られています。また、電波法関係法令に係る事前の連絡調整等も必要となります。このため、代行表示を希望する場合は、計画段階から最寄りの管区海上保安本部へ事前にご相談ください。

(2) 申出要領

代行表示を希望するときは、管区海上保安本部長が公示する代行表示に係る区域及び期間の指定状況等を確認のうえ、申し出てください。

ア 申出書の様式は、別添の第 10 号様式です。

イ 添付書類は、次のとおりです。

・バーチャルA I S 航路標識の表示を希望する位置並びに施設の全体及び付近の状況を示した図面

ウ 申出書及び添付書類は、管区海上保安本部へ 1 部提出してください。

（電子データによる提出方法は、管区海上保安本部に問い合わせ下さい。）

エ 申出を受理した後、「受理書」を交付します。

オ 送信を希望する情報の内容、情報の送信を必要とする理由等が、船舶交通の安全を図るために必要なものと認められない場合は、改善を求められる場合があります。

- カ 申出を承諾した後、「承諾書」を交付します。
- キ 承諾に際し、条件を付す場合があります。
- ク 管区海上保安本部及び海上保安部等において、バーチャルAIS航路標識の表示に関する情報を海域利用者へ周知します。

(3) 申出書の記入要領

- ア 送信を希望する情報の内容（AIS信号により示す地点の数を含む。）
施設等付近に表示を希望するバーチャルAIS航路標識の名称（〇〇シーバース西方バーチャルAIS航路標識（V/MARUMARU-SB-W）、位置（北緯、東経）、表示目的（特殊標識、右（左）舷標識等）を記入してください。

【例】 AIS信号により示す地点の数：1か所

〇〇シーバース西方バーチャルAIS航路標識（V/MARUMARU-SB-W） 特殊標識
北緯35-26-30（29.9） 東経139-45-25（25.1）

- イ 情報の送信を必要とする理由
簡潔明瞭に記入してください。

【例】 台風第〇号による異常気象等の発生が予想される中、船舶交通の安全と△△施設の保護を図るため。

- ウ 希望する情報の送信の開始期日及び終了期日
希望する日時を記入してください。

（注）この日時は、港長からの避難勧告や非常災害発生周知措置等の法令に基づく期間を包含する日時とする必要がありますので、事前に管区海上保安本部にご相談下さい。

【例】 令和〇年〇月〇日〇〇〇〇 ～ 台風〇号の影響がなくなるまでの間

- エ その他参考となるべき事項

担当者の連絡先（24時間繋がる電話番号）、施設の状況、その他参考情報について、記入してください。

【例1】 連絡先：〇〇株式会社△△部部長代理 □□ □□
電話：090-****-****（24時間連絡可能）

【機密性 1】

【例 2】 施設には、〇〇シーバース灯（許可標識）が設置されています。

3 予定を変更する場合の連絡

申出者は、代行表示の予定の開始期日又は終了期日の変更を希望する場合は、直ちに電話等により管区海上保安本部へ連絡してください。

4 業務完了通知書の送付等

バーチャル A I S 航路標識の代行表示を開始したとき又は終了したときは、管区海上保安本部から申出者に電話等により連絡します。

また、後日、バーチャル A I S 航路標識の代行表示の完了通知書を管区海上保安本部から申出者に送付します。

5 手数料

(1) 代行表示に要する手数料

代行表示 1 回当たりの手数料は、次のとおりです。

A I S 信号により示す地点の数が 1 か所の場合は、12,150 円

2 か所以上の場合は、1 か所増すごとに 2,700 円を加算した額

(例)

1 か所	2 か所	3 か所	4 か所
12,150 円	14,850 円	17,550 円	20,250 円

(2) 手数料の納付

代行表示の終了後、財務省から歳入金納入金告知書が送付されますので、同告知書に記載された内容を確認のうえ、指定された期日までに適宜の方法により納付してください。